

## 鳥取県立鳥取商業高等学校 部活動に係る方針

### 1 目標

- (1) 部活動は、鳥商教育の三本柱の一つとして実施する。
- (2) 「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」及び「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」、県の示す「部活動における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」及び「大会参加及び大会実施におけるガイドライン」を遵守する。
- (3) 各顧問が各部活動の活動計画表を作成し、生徒が見通しをもって主体的に活動できるようにする。
- (4) オフシーズンを明確にして活動する。
- (5) 顧問は、適切な指導及び事故防止を徹底する。

### 2 活動について

- ①休養日：原則として、土日のいずれかを含む週1日以上とする。  
※別紙「活動計画表」参照
- ②活動時間：学期中は原則として、長くても平日は3時間程度、学校の休業日（学期中の土日曜、休日も含む）は4時間程度とする。  
平日の終了時刻は、前期18：30、後期18：00とする。
- ③参加する大会：原則として、県高体連、県高文連、県高野連主催、共催の大会とする。  
その他の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、校長が許可した場合のみ認める。
- ④その他
  - ・定期考査期間（考査発表日から考査終了日前日まで土日曜、休日を含む）は部活動を行わないこととする。ただし、定期考査期間あるいは考査終了日の後10日以内に③の大会に参加する場合は申請により活動を許可する場合がある。全国大会への出場が決定している等の時は別途協議する。
  - ・長期休業中の部活動休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
  - ・予定していた休養日に大会等で活動した場合は、部活動休養日を他の曜日等に振り替える。

### 3 部の運営について

- (1) 体罰等、不適切な指導の禁止について
  - ・部活動顧問、部活動指導員、外部指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等の無い指導に徹する。
- (2) 保護者との連携・協力について
  - ・年度当初に、顧問は保護者に対し、指導方針、活動計画、休養日、活動時間等を示し、理解を得た上で活動する。
  - ・必要に応じて、保護者会を開催する。
- (3) 熱中症等による事故防止について
  - ・「熱中症予防運動指針」等を参考に、猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努める。